

弘前藩江戸藩邸における死者とその扱い（下）

篠村正雄

（2）事故死

ここでは、藩邸の内外で起こった事故死がどのような扱いをうけたか、また、弘前藩江戸藩邸はどのような関与をしたかを、具体例をあげて考察していく。

〔1〕延宝六年（一六七八）三月一日、浜手屋敷で山野勘十郎による様斬りが行われた。これは山田浅右衛門に依頼し、山野が派遣されてきたものとみられる。⁽²⁹⁾料理一汁六菜・香物・菓子・濃茶で接待し、様場にも酒・さかなを用意している。藩主の刀剣二一腰が様されている。死体の入手は、死罪が行われた伝馬町の牢屋から運ばれたものである。死様斬りのあと、死体は御徒目付和嶋彦兵衛が正當院に、一分に書状を添えて届けている。様斬り料として、山野に銀子二枚、弟子に錢一貫文が贈られている。同五月一六日にも様斬りがあり、死体は正當院に埋葬している。正當院は、正洞院の書き違いとみられる。

〔2〕貞享元年三月八日、弘前藩上屋敷の辻番所に酒に酔い抜刀した者が、時を尋ねにきた。⁽³⁰⁾番人達が棒で抑えると、詫び言をいっているのでそのまま通した。ところが、次の松平修理亮の番所で押し留め、幕府目付へ届け出たことから問題が大きくなった。翌九日、一〇日、幕府御徒目付

中嶋甚五左衛門・黒部勘右衛門が、詮議に来邸し番人から口書を取っている。同一日、老中戸田山城守より、御聞役戸沢弥五兵衛が呼び出され、直接次のような申渡しがあつた。酒酔いを番所に留め置かなかつたことは不届であり、二人は死罪、四人は江戸一〇里四方・弘前藩領から追放となつた。この取り扱いをつぎの史料からみていく。

〔史料4〕「江戸日記」貞享元年三月一九日条

一、死罪之者、親兄弟国所宗旨書付可申由、指図付書付遣之、
覚

切手高木六兵衛

深沢次郎兵衛

一、生国三河前嶋村

一、歳三十三

一、女房有之

一、子供無御座候

一、宗旨浄土宗駒込十方寺旦那

切手遠間六太夫

桑江弥太右衛門

一、生国津軽妙堂崎村

一、歳十七

一、両親有之

一、女房有之

一、子老人男子二歳

一、姉老人

一、妹式人

一、宗旨禅津軽^三而海蔵寺旦那

以上

三月十九日

広瀬八郎兵衛

戸沢弥五兵衛

愛久沢治左衛門殿

近藤次右衛門殿

(中略)

一、右死罪次兵衛死骸、松田五郎左衛門方より手紙添、下谷正洞院

へ遣之、

一、右弥太右衛門死骸、請人孫左衛門^二相渡之、

これによると、御徒目付愛久沢治左衛門・近藤次右衛門と御小人目付四人が、弘前藩江戸藩邸内の馬場に畳・毛氈を敷いて検使を勤めている。

深沢次郎兵衛の死骸は正洞院、桑江弥太右衛門の死骸は請人となっている。しかし、受取人は逆であって、桑江は御国者で国元の檀那寺海蔵寺(曹洞宗)と同じ宗旨の正洞院へ、深沢は三河の出で屋敷奉公している

ので、請人へ渡したとする誤りでないかと考えられる。弘前藩邸の御徒目付が付添い、戸塚村で四人を追放している。被害者の側の様子を知ることが出来ないが、酒酔いに対し番人六人が関わり、死罪に相当する行動をとったものとみられる。江戸の十方寺・国元海蔵寺にこのことの記録は残されていない。幕府の処刑場でなく、幕府徒歩目付の検使のもと、弘前藩江戸藩邸内で死罪を執行していることがわかる。

〔3〕貞享二年八月二四日、往來の者が、弘前藩邸西長屋の水道に倒れ人を発見、松平下総守の辻番所へ、そこから弘前藩上屋敷の辻番所へ連絡があった³¹。番人が引上げて医者に見せたが、すでに死亡していた。

持物から出入の三河町の大工棟梁市右衛門であった。御聞役戸沢弥五兵衛が、幕府目付大沢左兵衛へ出向き、取次永井安兵衛から、今晚中に名主・五人組・死亡した大工の倅から手形を取り、死体を引き渡すよう指示されている。

〔4〕元禄二年一〇月八日、弘前藩御聞役河合作右衛門の小者糸助が使いに出て、加藤遠江守の柳原の辻番所に駆込み、脇差を抜いて自害した³²。加藤遠江守の方より幕府目付と河合方へ連絡があった。藩主が遠慮のため、幕府目付青木新五兵衛へ取扱いを伺わせたが、登城中であった。非番の角南主馬方で口上書を受取り、角南方より青木方へ連絡することになった。幕府御徒目付より、乱心者のため死体を請人方へ渡すことは勝手次第であるとされた。死体は河合が受取り、江戸抱えのため請人に渡したものとみられる。このことは、藩主へも報告がなされている。ここでも、藩主が処分中のため、慎重な取り扱いをされていることがわかる。

[5] 宝永三年（一七〇六）一月二三日五ツ過、御徒目付桜庭伝助が、御金奉行・御手廻清野九兵衛を長屋の二階で討果たし、自ら脇差で腹を突き通す事件が起こった。⁽³³⁾これを聞いて駆け付けた清野の同役大久保五郎兵衛が、まだ息のある桜庭から話を聞いている。

〔史料5〕「江戸日記」宝永三年一月二三日条

桜庭伝介口書

一、私儀、清野九兵衛日頃腰ぬけよく申候_ニ付、堪忍罷成不申候_ニ付、今晚九兵衛宿_正参討留申候、依之私儀も自害仕候、此外何_ニ而_義意趣無御座候由申候而追付相果申候、

この内容を二点にまとめる。

①日頃から腰ぬけといわれ、堪忍できず討果たした。

②その他の理由は無い。

ここには、打果たした理由が述べられてある。桜庭は外科医の診断を受けたが死亡した。御徒目付・足軽目付が、清野の若党平沢曾右衛門・中間吉右衛門・小者久助・御金奉行定府御国小人小三郎、桜庭の付人甚助、その他の関係者から口書を取っている。翌二四日の埋葬の手續をみていく。

〔史料6〕「江戸日記」宝永三年一月二四日条

一、清野九兵衛、桜庭伝助死骸、今晚取置候_ニ付、左之通証文仕、寺_江遣之、

証文之事

一、津軽越中守家来清野九兵衛、桜庭伝介_江と申者、一昨晚意趣有之、兩人共_ニ討果申候、尤兩人共在所者_ニ而爰元_ニ且那寺無御座候、

御寺_ニ而御取置可被下候、右兩人之内清野九兵衛死骸御寺_江遣申候、右之儀_ニ付以後如何様之六ヶ敷義御座候共、拙者共罷出埒明、御寺_江少_義御苦勞懸ヶ中間敷候、為其証文如何

宝永三_丙戌年十一月廿五日

津軽越中守内

佐藤軍大夫印

大久保五郎兵衛印

延命寺_江 単_江

証文之事

(中略)

法性寺 法花

右之通証文遣し、今晚右両寺_ニて取置申候、尤右取置_ニ付支度金一人_ニ而両寺歩宛申付候、

この内容を三点にまとめる。

①勤番江戸に菩提寺が無いため、埋葬を願ひ出る。

②寺へ迷惑をかけないという証文を入れる。

③一人に付き埋葬料一両一分を納める。

大久保は清野と同役であるが、佐藤の役職は御手廻組とみられる。片付金は江戸藩邸が出費し、同役によって埋葬されたことがわかる。ここに、「延命寺 単」とあるのは、本所中之郷村の天台宗の寺院であり、日記方が禅宗と誤り、禅宗の示編を省略して単と記録したものでないかとみられる。延命寺は関東大震災で過去帳、法性寺（日蓮宗）は関東大震災

・第二次世界大戦で過去帳・古文書を失っており、このときの記録が残っていない。国元の天台宗薬王院・報恩寺にもこの時の記録は無い。ところが、国元の本行寺（日蓮宗）の過去帳に次のようにあるところから、桜庭の菩提寺は本行寺とみられる。⁽³⁴⁾

〔史料7〕「本行寺過去帳」

廿三日

宝永三^戌十一月 速成院道覺 櫻底傳助事

底は庭と同じ音であり、死亡年月日も一致するので同一人物とみる。このことは一二月一四日に国元に伝えられ、両人の倅は遠慮の処分を受けている。⁽³⁵⁾ 桜庭の方は菩提寺と同じ宗旨の寺へ埋葬され、国元においても菩提寺で追善供養が執り行われ、過去帳に記録が残されたものと考ええる。江戸藩邸が寺院との交渉から埋葬の費用まで、負担していることがわかる。また、桜庭の方は江戸で菩提寺と同じ宗旨の寺院に頼み込んでいることは明らかである。弘前藩邸では延命寺に寛保三年（一七四三）、米一〇俵を与えているが、どのような理由で合力米を出しているのかわからない。⁽³⁶⁾

〔6〕弘前藩御国小人石渡村与七が、安永三年一〇月九日の夜、川井藤太の長屋で脇差・衣類を盗んだ。⁽³⁷⁾ 会所小遣加勢二人の質物通帳を借り、山田屋に質入れしようとしたが断られた。次に会所小遣又右衛門の手紙を添えたところ、質入れができた。このことが発覚し、与七は掃除方長屋に置かれ、後に柳島屋敷へ移された。同年三月四日、取り調べの結果、小塚原で死罪になった。

〔史料8〕「江戸日記」安永四年三月四日条

一、右御仕置之者^江申渡、左之通、

申渡之覚

御国小人 石渡村与七

蒙儀、去十月九日之夜川井藤太御長屋^江盗^ニ入、品々盗取質物

^ニ差置候段、相聞得懸詮議候処、弥盗取候旨及白状言語道断

之者^ニ付、被行死罪者也、

未ノ三月四日

申渡 御徒目付

足軽目付

太刀取 江戸組足軽

縄取小人式人

江戸警固二人

提燈持小人二人

右書付御用人大石庄司ノ宅^ニ而、御目付出席之上、右御用^ニ而罷

出候御徒目付、足軽目付^江相渡之、

一、御仕置之者通筋書付左之通、

覚

道筋柳嶋御屋敷暮六時過罷出、業平橋より梅若土手通り、千

住より御仕置場^江参り候様、

三月四日

右書半切^ニ認申渡、書付相渡候節、一所^ニ御目付^江相渡、

これは屋敷内のことなので、自分仕置として、弘前藩は幕府の刑場を借りて処刑していることになる。与七の死体は小塚原の仕置場に残され、

片付けられたものとみられる。手紙を書いた又右衛門は叱の処分を受けている。

白川藩では、自分仕置として鈴が森の刑場で処刑している例があるところみると、処刑場を借りることができたのであろう。⁽⁹⁸⁾ また、会津藩では、正式な手続きを経て郷中間の死体を海に投棄しているのので、このような処理も可能であったものとみられる。

〔7〕文化六年九月一八日、弘前藩邸御広敷御中居・御半下女中三人の衣類が紛失し、屋敷に出入れの町方同心に詮議を依頼した。⁽⁹⁹⁾ 一月一七日になって江戸町奉行が掃除小人多次郎・善次郎を調べ、そこから国下りをした与吉に疑いがかり、呼び寄せることになった。国元では屋敷内の事件とみていたが、江戸町奉行所扱いとなっていたので、与吉を江戸へ登らせる処置をとった。与吉は江戸町奉行で白状し死罪となった。自分仕置きでなく、幕府の手で小塚原か鈴が森で処刑されたとみられる。

〔8〕天保一一年四月一〇日、伴甚太郎の不審死があった。

〔史料9〕「江戸日記」天保一一年四月一〇日条

一、伴甚太郎義、去ル三日之夜、法恩寺東通り裏門辺、酒酔之者之所為_レも可有之哉、深手負候_レ付其場所より召連、於宿先相果候由、無相違相聞候、然処倅長之助義、親甚太郎病死之旨忌中及断候得共、変死之義内濟之含_レ而断状差出候義_レも可有候哉、右様之義者御規定も有之義_レ付、断状差戻候之旨申出候、依之右始末早速可申出管之処に、今無其儀甚等閑之致方_レ候、尤次男同道之由も相聞得候間、長之助詮議之上、早速可被申出旨、御附御小姓組之頭_レ直より申遣之、

この内容を三点にまとめる。

①御附御小姓とみられる甚太郎が、酒酔いのところを深手を負わされ、江戸藩邸内で死亡した。

②倅より忌中届が出ているが、変死のため、内濟の含みを持たせて取り扱ってきた。

③忌中届の差し戻しを願い出るようにさせる。

これに関しては、寛文一二年（一六七二）の規定に、乱心・喧嘩・自害の跡式を認めないとある。甚太郎はここに示された例にあたるので、跡式は認められないことになる。そこで、弘前藩邸の方は内濟に済ませて跡式を認めたいとしている。この方針にそって跡式は認められ、親類縁者により菩提寺へ埋葬されたものとみられる。このような跡式を願い出の際は、寺請証文を添えることになっていた。

〔9〕赤石愛太郎の母の仇討は、安政元年六月一九日、水戸城下において行われた。⁽¹⁰⁾ 同年五月、仇討を国元で願い出たが、許可されず出奔している。水戸藩に提出した本人の口上書に次のように理由が述べられている。

〔史料10〕「江戸日記」安政元年閏七月一四日条

津軽越中守殿留守居 高杉友衛支配

赤石愛太郎 当寅二十一歳

当三ヶ年以前子年中母義、武州児玉郡八幡山町出生吉之進事元吉と申者_レ被致殺害候_レ付、無程仇討願差出、国元出立所々探索いたし候処、去月十九日七ツ時頃、当城下向井町々_レにおいて、右元吉見当り討果候得共、国法も有候義_レ付、如何様_レ仕置被申付候様いたし度候

間、委細口上書を以右町役人^江申立^ニ付、尚更其筋役人共相尋候処、
書面之通聊相違之筋無之候間申立之候、

七月

母の仇元吉を討果たしたので、どのような仕置にも服するといっている。
水戸藩では、江戸城御城付久世十太夫から老中松平和泉守の意向を伺っ
た。幕府の意向は、水戸藩から弘前藩に次のように伝えられた。

〔史料11〕「江戸日記」安政元年七月十五日条

右、御進達写

水戸殿城下於向井町、津軽越中守家来赤石愛太郎と申者、母之仇
元吉と申者討果候^ニ付、愛太郎引渡方等得御指図被申度、先達而
及御達候之処、右元吉義吉之進事元吉^ニ相違無之哉否之義、駢と
不致候間、今一応得と相糺無相違候^ハ、引渡候様御附札を以御指
図^ニ付、尚又越中守家来方^江相達相糺候処、前書吉之進事元吉義
武州八幡山村出生之由、香具渡世^ニ而、四五年已然より津軽領荒
川村と申処^江参り落着居者^ニ而、愛太郎母致殺害、其場より立去候
者^ニ無相違相聞候間、愛太郎事^江越中守家来^江引渡被申^ニ而、可有御
座候、此段尚更及御達候様被申付候、

七月

水戸藩が、もう一度元吉に間違いないか確認し、その後に弘前藩に引
き渡して良いとするものであった。七月二五日になって弘前藩の御目付
山鹿友蔵が、水戸で愛太郎を受け取った。この時の愛太郎への申渡が次
の史料からわかる。

〔史料12〕「国日記」安政元年閏七月一日条

一、同五日、山鹿友蔵^江相渡候様、御目付^江相渡候申渡書、左^ニ、

赤石愛太郎

其方儀、今度母之仇を打留候段、水戸様衆より被申越、公辺
御伺済^ニ付、為請取役之被差遣候条難有奉存、猶又此上共万
事謹慎候様可被致候、

七月

これでは、七月五日に申渡書を目付山鹿へ渡したことになるが、
一七日に受取りに出立をしようとしていたところ、水戸藩から二一か二
二日に延期してほしいとの申入れがあった。よって、申渡書の日付は一
五日の誤りとみられる。仇討については、幕府への伺いも済ませたので、
弘前藩として謹慎を命ずるというものである。国元での出奔が処分の内
容とみられる。これが、弘前藩の愛太郎に対する処分である。二六日に
水戸をたち、二七日に牛久宿と荒川宿間において、駕籠の中で脇差で喉
を突いた。介抱しながら夜通し運び、二八日に江戸屋敷の長屋に着いた
ところで死亡している。御徒目付の検分のと、碩運寺に埋葬されたこ
とが、次の史料からわかる。

〔史料13〕「国日記」安政元年八月五日条

一、右別紙左^ニ

一筆致啓上候、去月晦日立御飛脚之節得貴意候、赤石愛太郎
儀相果候^ニ付、御徒目付検使^江相済、二十九日夜本所石原町碩
雲寺^江葬送相済申候、右葬式之儀等悉皆御物入を以被仰付候、
右愛太郎法号今日立駒井弥太郎持参仕候、委細之儀者右弥太
郎御尋之上、愛太郎親類之者^江可仰含候様奉存候、尤大小其

外衣類等^有之、当時大小之研^{取懸}居候間、当伺之上御序次第取揃差下申候、右様御含夫々御取扱可被成候、此段得貴意

候、恐惶謹言

閏七月六日

坂巻並衛

御目付中様

この内容を三点にまとめる。

①葬式は弘前藩の費用で済ませた。

②戒名は駒井弥太郎が国元へ持参するので、愛太郎の親類に知らせる。

③大小は研ぎに出しており、衣類と共に後日届ける。

この時、一代藩主順承は在国であったが、江戸で隠居していた前藩主信順は仇討を賞賛しているので、愛太郎に関するものは藩の費用で賄ったものとみられる。藩の出費は、葬式料に一両二分・三四〇文、大小の砥代が二両二分、石碑の建立・開眼供養に三両一分、水戸までの迎えに二四両一分二朱・五五四文、水戸で世話になった者に一〇両となつてゐる。

碩運寺の過去帳には次のように記載されている。

〔史料14〕「碩運寺過去帳」

廿九日

純孝院惠雲行道居士 嘉永七寅歳七月

津軽公徒士赤石愛太郎事廿一才

碩運寺に現存する墓石は定府の書家平井東堂の筆になるといわれる。

〔史料15〕「碩運寺墓石」

(右脇) 嘉永七甲寅年七月二十九日

(正面) 復讐孝士赤石愛太郎墓

(左脇) 純孝院惠雲玄燈行道居士

国元の惠林寺(曹洞宗)が菩提寺で、墓石には次のように刻されている。

〔史料16〕「惠林寺墓石」

安政元甲寅年七月廿九日

純孝院惠雲玄燈行道居士

赤石愛太郎源行道

碩運寺の墓石は「玄燈」の二字が、過去帳より多い。これは、葬式に付けられた戒名が、一か月後に墓石を建立する際に追加して贈られてものと考えられる。惠林寺の方は、碩運寺の墓石建立後に国元へ戒名が伝えられ、それを基に刻まれたものとみられる。

愛太郎に子供が無いため、親類から礼次郎を養子とし、百石、表書院番で召抱えている。礼次郎は、翌年七月、弘前藩より碩運寺での墓参を許され江戸へ登つてゐる。^(註)水戸で世話になった人に謝礼したいと申し出たが、江戸藩邸はすでに礼をしているのでそれには及ばないとしている。弘前城天守閣史料館は、愛太郎の子孫から寄贈された備前国住景光銘の脇差、仇討を報じた江戸瓦版、母親の片袖を所蔵する。脇差が仇討に使用したものかはわからない。

弘前藩邸は、墓石に「復讐孝士」と刻ませて親の仇討ちを顕彰することで、内外に弘前藩の存在を示していることが理解できよう。

〔9〕弘化三年(一八四六)、大川端屋敷の足軽とみられる常七が、勤番所の衣類を盗み、江戸町奉行所の取り扱いになつた。^(註)常七は出羽国

庄内の無宿者で、吟味中に牢死し、衣類は返されてきた。関係する本所松坂町質屋喜兵衛は五貫文、同町五人組持店作兵衛は三貫文の過料になった。

このように事故死の場合、弘前藩邸が幕府・江戸町奉行所・他藩との対応をせまられ、問題の処理に当たらなければならないことが明らかになった。特に、藩主が幕府より処分を受けている期間は、自ら死者の取り扱いに慎重を期し、指示を与えている。埋葬の経費も藩費よるものもあった。菩提寺と同じ宗旨の寺へ埋葬されている三例は、いずれも藩が関与した場合であることが明らかとなった。

病死の時の拝借金は、御目見以上が一両、七歳未満が御定の半減とされていたが、借財・薬料等の返済については個々の事情を考慮しているため、御定の内容を明確にすることができなかった。上総小人の場合は、弘前藩邸が二分を支給し、人宿の負担としていないことがわかった。

死亡者の遺品は、藩の経費で負担し、国元の親類縁者に届けていることが判明した。

事故死にあつては、いずれも江戸藩邸が関与し、菩提寺と同じ宗旨の寺院を探したり、なかには埋葬の費用を藩の経費で賄う場合もあったことが考察できた。

註

(1) 「新選津軽系譜」弘前市立図書館蔵。

『新訂寛政重修家譜』第八、統群書類従完成会、一九六五年。久世家とは時候の挨拶が行われている。

(2) 「江戸日記」貞享四年一〇月一〇日、一六日条。

(3) 『憲教類典(六)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊「第四二巻」、汲古書院、一九八四。御答の項によると、幕府からの処分中、大名・旗本の屋敷内に死体を埋葬し、難儀しているため、夜になってから密かに死体を門外に出すことを、認めていることがわかる。

(4) 「江戸日記」貞享四年十一月一六日条。

(5) 右同日記貞享四年十一月一八日、二五日条。

(6) 右同日記元禄元年一月二日条。

(7) 右同日記元禄元年三月六日条。

(8) 右同日記元禄元年五月一五日条。

(9) 右同日記元禄二年二月一二日条。

(10) 右同日記元禄二年一月一二日条。

(11) 右同日記元禄四年六月二日条。

(12) 『新編弘前市史資料編3(近世2)史料番号二〇二』弘前市企画部企画課、二〇〇〇年。

(13) 「江戸日記」元禄一四年七月一八日条。

(14) 右同日記寛政五年八月一八日七日条。

(15) 右同日記文化四年二月二七日条。

(16) 右同日記文化一一年五月一六日条。

(17) 右同日記天保一〇年三月一六日条。

(18) 右同日記安政四年八月一八日条。

(19) 右同日記安政六年三月二三日条。

(20) 右同日記文化九年一〇月一〇日条。

(21) 右同日記文久三年八月七日条。

(22) 右同日記安永三年一月一六日条。

(23) 右同日記安永四年二月一八日条。

(24) 右同日記安政五年七月一五日条。

(25) (26) はじめにの註(17) 前掲書。

(27) 高橋家所蔵文書。高橋家住宅は一九七三年国重要文化財指定。蔵二棟

・古文書五点は二〇〇四年追加指定を受けた。

(28) 惠然寺、臨濟宗。明治二年(一八六九)に寒光寺(円覚寺派)と改称。

江東区深川二丁目。過去帳は天保一三年から昭和一九年(一九四四)までを記載している。

(29) 「江戸日記」延宝六年三月一五日条。

(30) 右同日記貞享元年三月一八日条。

(31) 「江戸日記」貞享二年八月二四日条。

(32) 右同日記元禄二年一〇月九日条。

(33) 右同日記宝永三年一月二三日、二四日条。

(34) 本行寺、日蓮宗。弘前市新寺町九二。

(35) 「国日記」宝永三年二月一四日条。

(36) 「上方分限帳」弘前市立図書館蔵。

(37) 「江戸日記」安永三年一〇月二六日条。

(38) 氏家幹人『大江戸死体考』平凡社新書、一九九九。

(39) 「江戸日記」文化六年九月一八日条。

(40) 『御用格寛政本』弘前市教育委員会、一九九一。

(41) 「江戸日記」安政元年七月一五日、一九日、三〇日、閏七月二日、五日、八日条。

「赤石愛太郎敵討之一件」弘前市立図書館蔵。「赤石愛太郎母愛死取扱より愛太郎水戸表」おいて母之敵吉之丞を内留候一件抜書」同館蔵。清野熊助が明治四〇年に編集した「津軽藩士赤石愛太郎復讐録」(同館蔵)には、由緒書の「伊吹茂草」等が含まれている。

三浦寺水「赤石愛太郎水戸の仇討」『郷土誌むつ第三輯』陸奥郷土会、

一九三二。

氏家幹人『武士道とエロス』講談社現代新書、一九九五。

(42) 右同日記安政二年八月一日条。

(43) 右同日記弘化三年二月二四日条。

三 正洞院・長寿寺・碩運寺過去帳にみえる死

(1) 正洞院過去帳にみえる死

下谷の正洞院と弘前藩との関係についてふれる。¹⁾ 正洞院は慶長六年(一六〇一)、秋田藩主佐竹義宣の室を開基とする。室は那須家のお出であり、弘前藩四代藩主津軽信政は、天和二年(一六八二)、二子資徳を那須家の養嗣子に入れている。この那須家と津軽家との縁戚関係が、正洞院と弘前藩を結びつけたかどうかは明らかでない。弘前藩上屋敷が元禄元年(一六八八)まで、神田鷹匠町にあったので、下谷の正洞院とは比較的近い距離にあったといえる。

正洞院過去帳は、次の二種類ある。

①文化四年(一八〇七)から嘉永五年(一八五二)までのもので、二分冊になっているが、弘前藩に関する記載はみあたらない。

②文政四年(一八二二)、一二代関重が整備したもので、三分冊になっている。

後者に弘前藩に関するものが三二人みえる。この死者三一人のうち、「江戸日記」で確認できるものが一〇人²⁾いる。過去帳に無く、「江戸日記」に記載されている者が二名いる。それらは、徒士と江戸足軽の二名

であるが、中間・人足が過去帳に記載されているのに、藩士身分の徒士でありながら、抜けているのがどうしてなのかわからない。次のように過去帳に名前の記載のないものがある。

〔史料1〕「正洞院過去帳」

朔日

吟雲禪定門 貞享元^甲五月 津軽之者也

これは、「江戸日記」により、小人で参勤交代のため江戸に登った大光寺村惣左衛門であることが特定できる。⁽³⁾ 同じように、池田源兵衛は藩士でなく塗師であることがわかる。「江戸日記」は、正洞院の例から、江戸藩邸の死者全員を記載したものでないことが明らかである。

戒名から、居士・大姉は三人で、家老と上級藩士の家族である。信士は一人である。禅門一〇人の中に表坊主が二人含まれるが、藩士クラスとみられる。禅定門一七人の中で、苗字を有する者が五人、名前だけの者が一二人で、郷中間・人足が三人含まれている。禅定門は、武家奉公人クラスに付された戒名であるといえよう。

葬送の仕方は、元禄元年三月六日、石田次左衛門の又者武太夫の場合、藩主への報告後、郷中間四人に足軽目付が付添って、正洞院に埋葬している。⁽⁴⁾ 郷足軽は棺桶担ぎとみられる。この時、弘前藩邸は、正洞院との約束により葬送するとしているので、葬送に関して両者の間に、なんらかの取り決めが存在していたものであろう。

この他に、事故死でふれたように、貞享元年（一六八四）三月十九日、死罪になった深沢次郎兵衛が、藩からの添状を付されて埋葬されているが、過去帳に記載はない。⁽⁵⁾ また、延宝六年（一六七八）三月一五日、浜

手屋敷で藩主の腰物の様斬りが行われ、死骸は金子一分に添状を付し、御徒目付が正當院へ埋葬している。⁽⁶⁾ この正當院と正洞院は、『御府内寺社備考』に寺院名が見えない。⁽⁷⁾ 正當院は正洞院の書き間違えとみられる。正洞院が死罪になった者の埋葬を認めているところから、それ以前に行われている様斬りの死骸も引き受けているものと考えられるからである。様斬り・死罪になったものは、病死と違いその後の追善供養も期待できず、緊急避難的な取扱いで、寺側が過去帳には載せなかったものであろう。

弘前藩邸が責任を持つという証文を入れて、菩提寺のない武家奉公人や死罪・様斬りの死体の埋葬を依頼していることが理解できよう。

元禄元年になって、弘前藩上屋敷が神田から本所へ移ると、正洞院との結び付きは疎遠になっていったようである。しかし、家老津軽靱負家や大湯彦八家は、檀家として繋がっているものとみられる。

(2) 長寿寺過去帳にみえる死

弘前藩柳島の下屋敷に隣接する柳島の長寿寺と、弘前藩の関係のみをいく。⁽⁸⁾

弘前藩は、長寿寺に対して文化二年以前から、安政四年（一八五七）までは合力米四石一〇人扶持を渡している。

長寿寺から弘前藩への申し入れをみていく。

〔史料2〕「江戸日記」文化二年八月二日条

一、柳島長寿寺申出候、勘定奉行附紙申出候、長寿寺御扶持方之儀、
昨年中^度度々願申出候得とも難被仰付、此度又々願申出、同院

之儀者御国元と詰合之足輕小人之類、輕者病死之節者、其度毎介成^⑧者葬送金差遣、一体先年御国凶作之節と津梁院等も御合力御減被仰付、今以半減^⑨相渡居、勿論、當時御省略中^⑩付、御扶持方増之儀、難被及御沙汰儀奉存候旨、申出之通右之趣申通候様、御聞役^⑪申遣之、

この内容を三点にまとめる。

①長寿寺より半減^⑨になっている合力米回復の願いが出ている。

②国元の凶作により、菩提寺津梁院でも半減の取り扱いをしている時なので、増やすことはできない。

③病死した勤番の足輕・小人の埋葬を引き受けている。

ここでは、弘前藩邸・長寿寺双方とも、合力米が勤番の中間・小人の埋葬を引き受けていることによるものであることを認識している。

天保八年（一八三七）になって、墓地在狭隘のため火葬にしての埋葬を申し出ている^⑫。以後、弘前藩邸はこの内談を基に、火葬は長寿寺、土葬は碩運寺へ送る取り扱いをすることにした。ところが、安政四年四月二八日、改めて勤番で輕輩の者の埋葬を引き受ける申し出があった^⑬。弘前藩としては、先年より火葬は長寿寺、土葬は碩運寺としてきたが支障なかったことから、両寺の選択を親類縁者に任せることにしている。

長寿寺側としては、安政江戸地震で本堂が潰れており、加えて、弘前藩邸からの葬送が激減し、財政基盤が弱体したことから、この申入れになつたものとみられる。

長寿寺過去帳は明治期に三分冊に整備されている。アイウエオ順で、アの部の初めに無縁、次に有縁と配置されている。弘前藩邸に関するも

のは、文化二年から明治四一年（一九〇八）まで、一三二人の記載がある。この中で「江戸日記」で確認できる者が三二人ある。過去帳コノ部無縁に次のような記載がある。

〔史料3〕「長寿寺過去帳」

元治二年 九月二三日

悟本祖煎居士 （律輕小者） 全 近藤古伯

「江戸日記」には同役の小川泰嘉より片付金一両の拝借願が出て、給分から返納することになった。拝借金一両は百石取りの藩士が対象であるので、近藤古伯は医者とみられ、長寿寺が小者とするのは聞き誤りであろう。

「位牌アリ」と〇印のあるものが、廃藩以前で七例、以後に一二例ある。

戒名から廃藩以前をみていく。居士一五人で、内訳は院・居士が一〇人、居士が五人いて、いずれも上級藩士と家族とみられる。信士が二人で、内訳は院・信士が三人、信士が二三人である。禪定門が六一人、禪門・童女が各一人である。足輕一人は禪定門、小者八人の内、信士一人・禪定門七人、小人二二人の内、信士三・禪定門一九人である。禪定門が武家奉公人に対する戒名であることがわかる。家老の又者が四人で、信士三・禪定門一人である。この信士三人は苗字があり、家老の用達クラスで、施主になった家老側の意向が戒名に反映しているものと思われる。

廃藩以後では、居士が二人、内訳は院・居士が二〇人、居士一人、童女・孩児・嬰女各一人である。

過去帳・墓石・「江戸日記」と一致がする者が四人、過去帳・墓石の一致が一人、墓石・「江戸日記」の一致が一人である。

廃藩以後も長寿寺に埋葬されている者が二八人いる。これは、明治四年、知藩事津軽承昭が横川端屋敷に住み、津軽家の中心がここになっていったため、津軽家に仕えた者や、弘前藩に所縁のある在京の者が、長寿寺を頼っているものと考えられる。戒名と位牌を立てている例からも、檀家の契約を維持し、親類縁者によって戒名の上昇を志向しているとみられる。

長寿寺が弘前藩邸の武家奉公人の埋葬を引き受け、それに対して藩邸側も合力米を与えていることが明らかになった。

(3) 碩運寺過去帳にみえる死

本所石原町の碩運寺と弘前藩の関係をみる。¹⁾

碩運寺は江戸安政大地震で壊滅的な打撃を受け、再建にあたり弘前藩に次のような申し入れを行っている。

〔史料4〕「江戸日記」安政四年八月一三日条

- 一、御目付申出候、石原町碩雲寺去々卯十月大地震之節、本堂并住居向皆潰_レ相成候_二付、此度檀家一統勸化之上再建致度_二付、御家中_江勸化御免被仰付度旨申出、詰合病死数多同寺_江葬送も有之候_二付、御時合柄_二御座候得共、銀式枚被下置、御家中_江勸化之儀者御断之儀、委細御目付申出之通被仰付候様、左候_レ、銀式枚四拾目五分積を以、渡方之儀共被仰付候様、惣高尙老分六文目之旨、附紙之通申付之、

この内容を二点にまとめる。

①地震により建物が大破し、再建にあたり檀家と同じように藩士へ奉加を願ひ出ている。

②勤番で病死した多くの者を埋葬しているので、藩から一両一分六文を出し、藩士への奉加は断る。

これによると、弘前藩邸が碩運寺に対し、勤番の者が病死した場合、埋葬を依頼していることを認識していることがわかる。弘前藩から合力米を出している記録は残っていない。

過去帳は二種類ある。

①元禄期からのもので、弘前藩に関しては、元文五年（一七四〇）の追良瀬酒之丞の妹、寛延二年（一七四九）の桜井元次郎の二人だけである。

②弘化四年（一八四七）、一九代雲嶺の手で整備されたものである。

後者には、弘前藩に関係する文化八年から明治七年までの死者を二一五人記載している。このなかで「江戸日記」から確認できるものが、八人ある。ここでも、「江戸日記」は石運寺の約四〇%を記録しているに過ぎないことが明らかである。

そのなかで、「江戸日記」嘉永四年、抜参りの青森町の三太郎の場合、掃除方へ預けられていたが病死し、片付金二分で碩運寺へ送られた記載がある。²⁾

〔史料5〕「碩運寺過去帳」

（十五日）嘉永四年十月

鉄開禅定門 津軽中間 三四良事廿二才

三太郎と死亡の日付が一致し、この日に死亡した者が他にいないので、「太」と「四」の一字違いがあるが同一人物とみられる。国元への取扱いは、調査の結果によるとしたが、どのようになったか不明である。

また、安政四年八月一日、勸学生葛西處一の死亡の場合、拝借金は一両二分であった。本人の大小・衣類・書物六〇〇冊は、本馬二足分三両二五六文を弘前藩邸が支給して国元へ送り届けている。¹³⁾ 碩運寺（曹洞宗）の過去帳に、次のように記載があり、ここに依頼して埋葬している。「史料6」「碩運寺過去帳」

一日

宏覚院清方日忠居士 (安政四年) 同 八月 津軽藩 葛西處一事

これに関して、国元の法立寺（日蓮宗）の過去帳には、次のようにある。¹⁴⁾

〔史料7〕「法立寺過去帳」

安政四年八月一日 宏学院清方日忠居士

江戸勤学登ニテ葛西彦一叔父也

これによって、處一は菩提寺を日蓮宗とするものの、同宗の寺院には葬送されず、江戸藩邸が碩運寺に埋葬を依頼していることがわかる。戒名は「覚」と「学」の一字の違いがあるが、荷物とともに国元に知らされ、親類の彦一が法立寺で追善供養を行い、過去帳に記載されたものとみられる。

次に、過去帳から依頼者のある者を五例取り上げる。

〔1〕天保八年六月一日

〔付箋〕不葬 西室智香信女

津軽殿馬屋之与一之姥志 親^ニ付置

この過去帳の記載から、ここに埋葬していない娘の追善供養を、母親が依頼しているものである。

〔2〕天保十年三月廿六日

春道良忍信士

(津軽) 同 仲間 伊作事

縁弘前中田屋多七

中田屋多七は、藩に出入りする商人とみられ、中間伊作と何らかの関係があり、寺へ依頼したものと考えられる。「春道」は追号になっており、後日、誰かが供養し、その際に贈られたものとみられる。

〔3〕嘉永六年三月廿一日

清園禪定門 津軽国人 万助 三十四才

中村勘介より頭来 施主西口深弥

万助は、所属する組頭から寺に依頼したものである。施主西口深弥が、万助とどのような関係にあったのかはわからない。

〔4〕安政元年八月一日

唯法伝心禪定門 国元^ニ送骨

津軽本治良殿内對馬中蔵内弟子 越後産渋木勇助事

二八才

渋木勇助は、支藩黒石藩對馬中蔵の内弟子であり、葬式だけが依頼され、遺骨は国元の越後へ届けている。

〔5〕安政五年三月六日

津軽小人 播磨屋宗七子分 岩五郎

岩五郎は、上総小人の雇頭播磨屋宗七の子分なので、宗七が依頼したこ

とがわかる。抱元側が埋葬しているが、「江戸日記」に記載がないので、弘前藩邸が片付金二分を支給したかどうかは不明である。

過去帳には弘前藩以外に、播磨屋惣七願・播磨屋宗七子分・播磨屋万五郎子分の記載があり、播磨屋と碩運寺の関係が濃いものであったことがわかる。

このように、さまざまな葬式・追善供養のあり方があったことが理解できよう。

戒名から廢藩以前をみていく。居士が一九人で、内訳は勤番七人、徒士三人、その他藩士五人、勸学生二人、中間・小人各一人である。中間・小人になぜ上級戒名の居士が付けられているのか疑問である。信士は二三人で、内訳は勤番四人、藩士九人、家族三人、坊主一人、中間・小人各三人、禪定門は一六七人で中間・小人・陸尺等、禪定尼・子女各一人である。禪定門は武家奉公人に付けられた戒名で、約七七%を占めていることがわかる。廢藩以後は四人の埋葬よりみられないことから、弘前藩関係者との関係は無くなったものとみられる。

現存する墓石二基は、過去帳・「江戸日記」の記載と一致する。一つは事故死で述べた赤石愛太郎である。もう一つの徒小頭格御先御徒菊池八百吉は、「江戸日記」から、本人の大小・荷物は、交替下りの山崎寅之助に付けて、弘前藩邸が軽尻馬賃三分二朱と五九〇文を負担して送り届けていることがわかる。¹⁵⁾

過去帳に次のようにある。

〔史料8〕「碩運寺過去帳」

十日

園林清光信士 同 津輕藩徒歩之菊池八百吉

墓石には次のように刻されている。

〔史料9〕「碩運寺墓石」

(右側) 祠堂金付

(正面) 安政三季丙辰八月十日

涼心院殿園林清光居士

弘前藩士菊池八百吉

(左側) 菊池慎□ □□

過去帳は信士号、墓石は院殿居士号となっている。墓碑名から、後に国元から親類縁者が、追善供養をおこない、墓石建立・祠堂金を納めた時に追号されたものとみられる。

国元からの追善供養については、寛政四年(一七九二)、毛内有右衛門から親宣応の河内にある先祖墓参願いが出され、一年間の暇願いがみとめられている。同年、笠井兼藏の親の場合は認められていない。文化一三年、林兵九郎は、江戸で病死した親兵左衛門の墓参と、諸伝授を受けた師匠に対する謝礼に、百日の暇願いを出して認められている。親類縁者による追善供養は、過去帳・墓石から七人、史料から二人だけである。役務を休み、経費をかけて遠距離の墓参に出かけることは、容易なことではなかったとみられる。隠居した者であれば比較的簡単に暇願いが提出出来たものであろう。

碩運寺は弘前藩邸の武家奉公人の埋葬を、多数引き受けているにもかかわらず、藩邸側が長寿寺と同じように合力米を与えない理由を説明することができない。

(4) 長寿寺・碩運寺過去帳と弘前藩庁日記(江戸日記)にみえる死
長寿寺・碩運寺過去帳の年号の重なる部分と、「江戸日記」の死者数を比較したのが表(3)である。「江戸日記」は、文化一三年から文政一〇年まで欠け、明治四年の廃藩で終わっている。この欠けた部分は「国日記」で補った。天保八年六月六日、長寿寺からの申し入れで、弘前藩邸では火葬は長寿寺、土葬は碩運寺へ埋葬するように取り計らったところが、安政四年四月二八日、再度の長寿寺からの申し入れがあったが、弘前藩邸は寺院の選択は親類縁者に任せるとした。この間、長寿寺への埋葬が断絶していることがわかる。長寿寺は寺院の財政的基盤になつて埋葬・追善供養の絶えていることに困り、申し入れを行ったものとみられる。

天保六年、麻疹流行の際、弘前藩邸は医者山辺玄節に掃除部屋の病人の療治に当たさせたが、薬品が不足し、二〇人分まで二両を用意している。上総小人も不足し、月抱えで一〇人の雇い入れをしている。『武江年表』には天保七年に麻疹、同八年に疫病流行とある。この年に、弘前藩邸から碩運寺に埋葬されたのが三六人で、三三人が中間であつたことがわかる。そのうち江戸日記に名前のあるのは九人のみで、残り二七人、七五%にあたる者の記載はない。弘前藩邸内の人員は、目付が根帳によつて把握しており、「江戸日記」にみえる死者は、その一部分に過ぎないことが明らかである。

安政江戸地震については、次章でふれる。同五年コレラが流行し、江戸の町は野辺送りの列が絶えず、棺桶が高騰、寺院も葬儀で暇なく、死者二万八千余人、火葬九千八〇〇人という状況であつた。しかし、『武

江年表』がコレラとしているにもかかわらず、弘前藩江戸藩邸はコレラと認識せず、流行病とみている。弘前藩邸は、藩主の菩提寺浅草常福寺に、病氣平癒の祈祷を依頼している。

同六年、麻疹に似た病氣が流行し、弘前藩邸の蘭学医佐々木元俊は、国元から阿片、江戸でホフマン液・ラウタニウムを入手して治療にあつて¹⁸⁾いる。元俊は嘉永元年、江戸で牛痘法を学び、文久二年(一八六二)、国元で種痘館を創設して種痘の普及に努めている。江戸藩邸で種痘が何時から実施されたかは明らかでない。長寿寺・碩運寺過去帳は安政六年に合わせて二〇人を記載し、この内足軽・津軽小者・津軽小箱持が一二人を占めている。「江戸日記」は死者二六人を記載している。

文久二年、麻疹が猛威を振るい、日本橋上を一日二〇〇の葬列が通つたという。弘前藩邸では、藩主家の人までが罹患する状態になつた。病人が多く、月抱えの上総小人が引き上げたため、掃除小人が不足する事態に陥っている。長寿寺・碩運寺過去帳は合わせて二一人、「江戸日記」は三九人を記載している。

表からみて、「江戸日記」は五五〇人を記載し、この日記に欠けた部分を「国日記」で五〇人補充すると、合わせて六〇〇人になる。両寺過去帳は廃藩以前で三一五人を記載し、居士が三四人で約一〇%、信士が四九人で約一六%、禪定門が二三人で約七三%、禪門が一人で約〇・三%、その他三人で約〇・九%になる。武家奉公人に付けられた禪定門は、約七割を占めている。このことから、弘前藩邸が両寺に依頼している役割を知ることが出来る。

病氣の治療法が未熟な時代にあつて、麻疹・コレラの流行は手の施し

表(3) 弘前藩庁日記(江戸日記)と長寿寺・碩運寺過去帳の死者数

年号	西暦	弘前(江戸) 死者数	長 寿 寺				弘前(江戸)		碩 運 寺				弘前(江戸)		備 考	
			死者数	藩士	又者	家族	その他	有	無	死者数	藩士	又者	家族	その他		有
文化2	1805	2	3	3			2	1								
文化3	1806	10														
文化4	1807	5														
文化5	1808	3														
文化6	1809	0														
文化7	1810	3														
文化8	1811	1							1				1		1	津軽人、播磨屋惣七願
文化9	1812	5														
文化10	1813	4														
文化11	1814	1	1	1			1									
文化12	1815	2	1	1			1									
文化13	1816	5														
文化14	1817	1														
文政1	1818	3														
文政2	1819	5														
文政3	1820	3														
文政4	1821	1														
文政5	1822	5														
文政6	1823	4														
文政7	1824	7														
文政8	1825	2														
文政9	1826	3														
文政10	1827	11														
文政11	1828	0														
文政12	1829	3														
天保1	1830	1														
天保2	1831	8														
天保3	1832	5														
天保4	1833	3														
天保5	1834	10														
天保6	1835	12														
天保7	1836	7														麻疹流行
天保8	1837	28	2	2			2		36	34		2	9	27		疫癘
天保9	1838	18							11	10		1	1	10		
天保10	1839	22							22	22			4	18		
天保11	1840	6							2	2			1	1		
天保12	1841	16							8	8			7	1		
天保13	1842	23							7	7			6	1		
天保14	1843	16							6	6			4	2		
弘化1	1844	10							6	6			2	4		
弘化2	1845	17							6	6			3	3		
弘化3	1846	8							7	6	1		3	4		
弘化4	1847	7							5	5			2	3		
嘉永1	1848	13							5	4	1		4	1		
嘉永2	1849	5							1	1			1			
嘉永3	1850	7							7	7			5	2		
嘉永4	1851	2							10	10			2	8		
嘉永5	1852	2							4	3	1		1	3		
嘉永6	1853	1							5	4			1	1	4	津軽国人、施主西口深弥
安政1	1854	12							17	16		1	11	6		黒石藩対馬中蔵内弟子
安政2	1855	91							6	6			4	2		安政江戸地震
安政3	1856	17							10	10			4	6		
安政4	1857	7	1	1				1	9	9			4	5		
安政5	1858	14	1	1				1	3	3			1	2		コレラ流行
安政6	1859	26	14	14			5	9	6	6			3	3		麻疹に類した病気
万延1	1860	1	2	2				2	2	2						
文久1	1861	12	5	5				5	3	3			2	1		
文久2	1862	39	17	15	2		4	13	4	4			2	2		麻疹流行
文久3	1863	13	12	12			5	7	2	1	1		1	1		
元治1	1864	5	15	14	1		2	13								
慶応1	1865	16	12	12			5	7								
慶応2	1866	9	13	12		1	5	8								
慶応3	1867	2	3	3				3								
明治1	1868	0														
明治2	1869	—	1	1												
明治3	1870	—	1	1												
明治4	1871	—	3	3					1				1			
明治5~	1872	—	25			3	22		3				3			
計		600	132	103	3	4	22	32	70	215	201	4	3	7	88	123

長寿寺申入れ 天保8年6月6日、安政4年4月28日

弘前(江戸)は、弘前藩庁日記(江戸日記)であり、欠本の文化13年より文政10年までは、弘前藩庁日記(国日記)で補った。

ようがなかった。そのなかにあつて、弘前藩邸は、医者による投薬、御目見以下への琵琶葉湯の配布による病気対策を講じている。また、藩主家の菩提寺に祈祷を命じ、その最高権威を利用して邸内の安寧を図っていることが理解できよう。

このように、三ヶ寺の過去帳を通して、弘前藩邸の死者の扱いを明らかにすることにあつた。正洞院には様切りと死者の埋葬を依頼しているが、合力米の支給はない。藩士の一部も菩提寺としていたが、上屋敷が本所へ移ると寺との関係は疎遠になっていったものと考ええる。

長寿寺に対しては、勤番の埋葬を依頼し、そのことを寺側、江戸藩邸の両者が認識していることを明らかにできた。合力米はそのための支給とみられる。

碩運寺にたいしても、勤番の埋葬を依頼していることは、寺側と江戸藩邸の間で認識している。このことは、安政江戸地震の際、寺側が復興のために勸進を求めていることからわかるが、合力米の支給がない理由がみつからない。

註

- (1) 正洞院、曹洞宗、台東区下谷二丁目六一。
- (2) 「江戸日記」貞享三年四月二日条。元禄四年七月二日条。
- (3) 右同日記貞享元年五月一日条。
- (4) 右同日記元禄元年三月六日条。
- (5) 右同日記貞享元年三月一日条。
- (6) 右同日記延宝六年三月一日条。
- (7) 名著出版一九八六。

(8) 長寿寺、臨済宗永源寺派、江東区亀戸三丁目一〇―二。

(9) 「江戸日記」天保八年六月六日条。

(10) 右同日記安政四年四月八日条。

(11) 碩運寺、曹洞宗、本所石原町より明治四三年に荒川区西尾久二―二五
―二―に移転。

(12) 「江戸日記」嘉永四年六月二日条。

(13) 右同日記安政四年八月一日条。

(14) 法立寺、日蓮宗、弘前市新寺町七三。

(15) 「江戸日記」安政三年八月一日条。

(16) 右同天保六年二月二日条。

(17) 平凡社、一九六八。

(18) 「江戸日記」安政六年八月二七日、九月一日条。

(19) 福井敏隆「幕末期弘前藩における種痘の受容と医学館の創立」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一六号、二〇〇四。

四 安政江戸地震における死

安政江戸地震は、安政二年（一八五五）一〇月二日、荒川河口を震源とし、マグニチュード六・九、震度六であった。死者一万人余、倒壊家屋一万四三四六軒で、町方の被害は特に深川・浅草・本所で多かった。¹弘前藩邸の被害を「江戸日記」でみていくと、翌三日に建物の被害と潰れ七九人、怪我人二八人と数え、別帳に名前を載せたところだがこれは残っていない。ところが、同七日、八〇人として死者名を記載している。この名簿は、足軽・掃除小人・上総小人の人数を記すのみで、名前を挙

げていない。上屋敷一三人・浜屋敷一九人・三ツ目屋敷四七人の合計が七九人であるのに、八〇人としてあるのは、計算間違いとしてみるよりほかにない。国元への名簿も同じく八〇人としてある。同一〇日、幕府用番久世大和守に即死男四六人・女三三人、合わせて七九人と届け出ていて、これが弘前藩として公式に認めた死者数になる。

白石睦弥氏は、「秘日記」から「後死近藤歳得」とある表坊主近藤歳得を新たに追加し、死者を八〇人としているが、近藤の埋葬までは言及していない。また、勤番の者に〇印が付してあるのが、他の史料に見られない点である。この日記は、弘前藩江戸屋敷の被害状況を記録しているもので、筆者名を知ることができないが、上屋敷にいた兄から確実な情報を得ており、信頼できるものとみている。^②

この他に災害を記録しているものに「金木屋日記」がある。これは、弘前城下で質屋・酒屋を営んだ有力商人武田又三郎によるもので、日頃から家老大導師家に入入りして確実な情報を手にしている。^③地震の死者については大道寺家と、江戸の医者手塚元端からの情報は、それぞれ別の情報によるものとみられる。

後死の表坊主近藤歳得について、次の史料をみる。

〔史料1〕「江戸日記」安政二年一〇月一三日条

一、坊主小頭申出候、表坊主近藤歳徳儀、病氣之処養生不相叶病死いたし候間、取片付金頂戴被仰付度旨申出候得共、頃日変事ニ而相果候面々、葬方の振合を以、掃除方^ニ而取片付被仰付候様、左候^ハ、善行院^江御頼入之儀并為埋葬料金仁朱、外塔婆料百文、同寺^江送方之儀共、御目付^江被仰付候様、猶手配向之儀、掃

除頭^江者私共^ニ而可申付候間、附紙之通申付之、

手羽、入瓶代料十八匁^ニ而御入目、

一歩仁朱^与四百式拾七文

この内容を二点にまとめる。

①病氣養生中に病死したので、掃除方により善行院へ埋葬する。

②片付金は地震での死者の例に倣い支給する。

入瓶代は火葬の際の壺であるとみられる。このことから、近藤歳徳は地震で大怪我をし、それがもとで一三日になってから死亡したものと考えられる。

そのほか、鈴木栄太郎から同一二月二七日に次のような申し出があった。

〔史料2〕「江戸日記」安政二年一二月二七日条

一、鈴木栄次郎申出候、娘地震之節相果候^ニ付、回向料被下方之儀申出、最初御目付取調人別^ニ無之候得共、無相違相聞得候間、為回向料老被下置候様、附紙之通申付之、

この内容を二点にまとめる。

①鈴木栄次郎から地震で娘が死亡しているので、回向料受け取りの申し出がある。

②目付人別帳に載っていないが、調べて間違いがないことがわかったので、回向料一分を支給する。

死亡の人別帳に記載がないが、調査の結果間違いがないので、回向料を下賜したものである。これは、前藩主より回向料の下賜があると聞き、一二月になってから申し出たものであることがわかる。

弘前藩の公式な死者七九人に、近藤歳得・鈴木栄次郎の娘を追加すると、八一人になる。幕府への届け出の七九人が、通説として取り扱われているのを八一人に改めたい。

次に、八一人の死者がどのように取り扱われたかをみていくことになる。地震の翌々日の五日に、混雑のため、死骸は検死無しで片付けが可能になった^①。ところが、江戸の町中が騒然となっており、寺院が倒壊・焼失しては、菩提寺を持つものでも埋葬が容易に進まなかったようである。長寿寺・碩蓮寺は、弘前藩邸の武家奉公人の埋葬を受け入れてきたが、本堂が倒壊し、今回は断つたものとみられる。弘前藩邸は埋葬を引き受ける寺院を探し、本所法恩寺塔中善行院（日蓮宗）に頼み込んだ^②。これまで、善行院と藩邸は結びつきがなかったことが、次の史料からわかる。

〔史料3〕「江戸日記」安政二年一〇月七日条

一、勘定奉行申出候、此度変事^ニ付相果候人数、法恩寺境内善行院^正御頼入之上、同寺^正相送候間、為埋葬料^二朱、塔婆料^一朱、付百文積を以、同寺^正被下置候様、尤自分^ニ而御扱^ニ不相成之分、差引残五拾参人^ニ御座候間、六両貳歩二朱と五貫参百文御座候、同寺^正御仕向之儀者、御目付^正被仰付候様、申出之通被仰付之、但、点羽、急変之場合^ニ付、外寺院^正而御断之処、同寺^正而早速承伏いたし候間、為御挨拶金二百疋可被下置候哉、左候^ハ、御目付^正被仰付候様、

この内容を三点にまとめる。

①自分で埋葬できるものを除いて、五三人を法恩寺塔頭善行院に埋葬す

る。

②一人に付き、埋葬料二朱・塔婆料一〇〇文、合計六両二歩二朱と五貫三〇〇文になる。

③他の寺院に断られたが、善行院は早速承諾してくれたので、挨拶料二〇〇疋を出す。

この時点では、五三人の埋葬が予定されていた。加えて、一〇月二八日に怪我により自分の手で檀那寺に埋葬できない者を、弘前藩の手で善行院へ仮埋葬するという布達が出ている^④。

同一一月七日に勘定奉行から、地震の騒ぎで追善回向ができずにおり、惣回向を一〇両で行つたらどうかという意見が出された^⑤。これに対し、一二月八日になって弘前藩邸は次の四点を確認している^⑥。

①埋葬した四七人の惣回向料として七両を出す。

②勤番・季節抱えの者は、今後も供養ができないため、永代祠堂金として五両を寄付する。

④定府の者は、各自で檀那寺へ埋葬しているので、回向料一人に付き百疋を出す。

結果からみると、死者八一人の内、定府三〇人は菩提寺、近藤歳得を含めた四七人が善行院に埋葬されたことがわかる。残り四人と、鈴木栄太郎の娘の埋葬先は不明である。死者のうち菩提寺へは約三七%、善行院へは約五八%が埋葬されたことが明らかになった。

残された問題は、死亡した者の跡式である。弘前藩邸は、同二三日に次のような方針を出している。

〔史料4〕「江戸日記」安政二年一〇月二三日条

一、今度地震^二而致死去候族、跡式可被下置候^三付、御目見相濟候倅并に今相不濟倅有之分者、忌明之処に而御定之通申出候様、倅無之二男三男并孫等有之分、親類申出候様、子孫無之分者は又身寄之者養子申立候、可被仰付哉之儀、沙汰之通右之趣夫々申通候様、御目付^正申遣之、

この内容を三点にまとめる。

①御目見が済んでいる倅は問題がないが、済んでいない者は、忌明け後に規則通りに願い出る。

②倅が無く、二・三男・孫の場合は親族より申し出る。

③子孫が無い時は、身寄りより養子を立てる。

弘前藩では、死亡による跡目相続、隠居による家督相続があったが、混用して運営されている。出生届・丈夫届が無く、初御目見がそれに当たったようである。年齢も一〇歳が原則であった。今回の地震においては、緊急時であり、多数の家が対象になるため、緩和されて適用されたものでないかと考える。

国元においても、同じように取り扱われている。

〔史料5〕「国日記」安政二年一〇月二〇日条

一、去ル二日之夜江戸表大地震^二而、所々破損之砌詰合之内、致即死者有之旨申来候、依之右家内之者為安堵跡式御沙汰可被仰付候間、頭々^三而吟味之上、親族より跡式之儀早速申立候様、尤男子無之者身寄之者名跡申立候様、御留守居組頭、御広敷御用達、御台所頭、坊主頭、御召馬役^正可被仰付哉、沙汰之通被仰付之、

但、諸手足輕^正申遣之、
この内容を三点にまとめる。

①地震の死亡者については、安堵跡式の取り扱いをする。

②組頭の扱いで親族より跡式を申立たせる。

③男子がない場合は、身寄りのものにより願い出るようにさせる。

国元へは個別に情報が伝えられる場合もあり、死者を出した家では忌中に入っていたが、ここに至って跡式の申し立てができるようになった。

怪我人の手当てには、医者のほか蘭学研究のため江戸に滞在のものが手伝っている。炊き出しは、一人白米二合五勺として一五〇〇人分を用意している。また、召馬の飼料も焼け、入手の手配をしている。江戸屋敷からの要請により、国元からは緊急のため、とりあえず金二千両を送り届けている。町大工二五人・屋根屋五人・木挽三人・鳶の者三〇人・小人一五人を登らせるほか、御手舟栄通丸で木材五〇〇石を輸送している。

ここでは、江戸の町が地震で大混乱をしている中で死者の扱いが、他の場合と異なるかどうかを考察するものであった。弘前藩邸は埋葬場所を探し、死者八一人の内、四七人を、善行院の承諾を得て埋葬し、追善供養ができない勤番の者のために、永代祠堂金を寄付していることを明らかにした。定府の三〇人は、菩提寺へ埋葬しているため、回向料として一人に一〇〇疋を支給している。葬式は通常親類縁者の手によったが、非常時にあたり藩の費用を以て、埋葬から追善供養までを行い、江戸抱えの武家奉公人も人宿に引き取らせず、藩の手で行っていることがわかった。善行院と弘前藩との関係は、この時だけであり、緊急避難の

扱いであったことがわかる。長寿寺・碩運寺は、地震の被害が大きく弘前藩邸による埋葬依頼を引き受けできなかったことが、両寺の過去帳の記載から裏付けできる。

跡式について、弘前藩では末期願を作成し、目付が本人の花押を確認する必要があった。しかし、地震という災害による死者の場合は、この手続きをとることができず、江戸・国元において規制を緩和し、忌明け後に願い出る措置をとっていることが考察できた。

註

- (1) はじめにの註(13)(14) 前掲書。
- (2) 「秘日記」、弘前市立図書館蔵。はじめにの註(15) 前掲書。
- (3) 「金木屋日記」 弘前市立図書館蔵。
- (4) 「江戸日記」 安政二年一〇月三日条。
- (5) 善行院、日蓮宗、墨田区大平一丁目二四一。第二次世界大戦で過去帳を焼失し記録が残っていない。
- (6) 「江戸日記」 安政二年一〇月二八日条。
- (7) 右同日記安政二年一月七日条。
- (8) 右同日記安政二年二月八日条。

おわりに

弘前藩邸内の人は時期によって違いがあるが、安政期に定府は二二二人、その家族を一家七人とみて一五五四人と推計、勤番五一人、女中五八人を確認することができた。しかし、又者は、家老で五人、用人・

奉行で三人、一〇〇石取りの藩士二人で一人の又者を抱えていることがわかったが、総数を明らかにするまでには至らなかった。

弘前藩は、寛文元年から蝦夷地派遣の軍団を、貸人制度により編成が可能になった。この先行研究の延長線で江戸藩邸をみると、平時にあっても貸人制度がなければ役務を遂行できなくなっていることが明らかになった。

拝借金は、弘前藩邸が二度にわたる救済策をとったが、藩士の借財を解消できなかった。また、江戸の消費生活のなかで、養子縁組・長屋移転・薬料等の経費は、町方からの借財に頼らざるをえず、未返済を弘前藩邸が関与して解決する例も明らかになった。

上総小人は、弘前藩邸では寛保三年(一七四三)、一五〇人の上総小人の存在が確認できた。国元から凶作・蝦夷地派遣により掃除小人の供給が減少すると、必然的に江戸抱えの武家奉公人を増員することで補充せざるをえなかった。先行研究の枠を超えて、弘前藩邸の抱える雇頭の関係とその働きを明らかにすることができた。

病下りは、文化期に病を得てから一〇〇日後に、組頭の申立・医者 of 診断により許可になったが徹底せず、その際の末期願は目付による判元見届が必要であることを明らかにした。

病死による死体の弘前藩邸内からの運び出しは、藩主の閉門・遠慮により変化を生じ、幕府奏者番に伺って慎重に取り扱い、処分後も死者名は藩主へ報告し、指示を受けることもあることがわかった。

事故死の場合、弘前藩邸が関与せざるをえず、幕府・江戸町奉行・他藩との対応に当たり、処理の経費も負担していることが考察できた。

片付金の借用は、御目見以上が一両、七歳未満の子が御定め半減であり、年賦による返納をともなった。上総小人の二分は返納の義務がなかったことが明らかになった。

正洞院・長寿寺・碩運寺過去帳から、三ヶ寺と弘前藩邸との関係を考察した。特に、勤番の埋葬を弘前藩邸と、長寿寺・碩運寺の双方で認識していることが明確になった。過去帳の禪定門の戒名が、約七割を占めていることから、両寺が武家奉公人の埋葬を引き受けていることが裏付けられた。それでも、安政江戸地震の大混乱の際は、長寿寺・碩運寺は大破し、両寺への埋葬はなかった。

江戸安政地震の弘前藩邸の死者数を、通説では幕府への報告から七九人としているが、先行研究が八〇人とし、今回の考察により八一人と改めることができた。定府の三〇人は菩提寺へ埋葬しており、勤番と菩提寺へ葬送できない者四七人は、弘前藩邸が関与し、ようやく善行院への埋葬が可能になった。災害時にあたり、埋葬・供養まで弘前藩邸の経費で執り行なわれていることを明らかにした。

跡式は非常の際なので、江戸・国元において、末期願の花押を目付が確認する規定を緩和し、忌明け後に計らうように考慮されていることがわかった。

勤番の者は寺請証文により、同じ宗旨の寺院に埋葬されたのではないかという仮説を立てたが、確認できたのは三人だけであった。病死一人、事故死二人の場合で、いずれも江戸藩邸の関与がみられた。また、菩提寺とは違う宗旨で扱ったものが一例あった。親類縁者による追善供養は、九人にすぎない。しかし、少数であっても国元から江戸における死者に

対する視線を確認することはできた。勤番は、江戸藩邸内の親類縁者か同役によって埋葬されている。掃除小人などの武家奉公人にとっては、長寿寺・碩運寺が引き取ってくれることが、死後の安寧に繋がっていたものとみられる。

近世の幕藩体制下にある武士は、儒教による規範により、家の存続を最大事に考え、仏教の教えから先祖供養を行ったが、それは自己の存在を由緒書のなかに位置付け、親類縁者に認めさせる行為でもあった。このことが、江戸と国元における追善供養であり、墓石の建立であったと考える。

このように弘前藩江戸藩邸で考察したことが、他藩でも行われていたかどうかを今後の課題と考えている。

(しのむら・まさお 東北女子大学准教授)